

甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の制定公布に伴う基準府省令の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 10 号）並びに児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 8 年内閣府令第 3 号）により所要の改正が行われたことに伴い、上位法令と整合を図るため、甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

（甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

<第 1 条関係>

- （１） 満 3 歳以上限定小規模保育事業が創設されたことに伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業及び満 3 歳以上限定小規模保育事業者に関する規定を新たに設けます。

【第 7 条、第 19 条及び第 28 条並びに付則第 3 条及び第 6 条関係】

- （２） 家庭的保育事業者等に対し「児童対象性暴力等の防止」及び「適切な保護のための児童等対象業務従事者の犯罪事実確認等の措置の実施」を義務付ける規定を新たに設けます。

【第 14 条関係】

- （３） 保育園等に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、障害児の療育に関する知識及び経験を有する者等を、1 人に限り、保育士

とみなすことができる規定を新たに設けます。

【第30条、第32条、第45条及び第48条関係】

(甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

<第2条関係>

(4) 小規模保育事業所A型等における保育士の配置人数の規定における経過措置の期限について、「当分の間」としていたところ「令和10年3月31日」までの期限に改め、満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限り適用しない項を新たに設けます。

【付則第2項及び第3項関係】

<施行期日関係>

(5) この条例は、公布の日から施行します。ただし、第1条中甲賀市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第14条の改正規定は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）附則第1条本文に規定する施行の日である令和8年12月25日から施行します。

【付則関係】

3 その他

- ・ 全国一律の制度に関する法令改正に伴う所要事項の改正です。
- ・ この条例改正による予算上の影響はありません。